

表1 税申告会場一覧

区分	月日	対象町名		申告会場
		午前(9:30~12:00)	午後(13:00~15:30)	
本庁・湯川支所・亀田支所・銭亀沢支所	2/6(木)	湯川1~3	榎本、戸倉、上湯川	市民会館(3階)
	2/7(金)	花園、高丘、見晴	山の手1~3	
	2/10(月)	入舟、弥生、大	弁天、船見、末広、青柳	本庁舎(8階)
	2/12(水)	陣川1~2、富岡1	富岡2、石川	亀田福祉センター
	2/13(木)	富岡3、東山1~2	東山3、神山1~3、神山	
	2/14(金)	西桔梗、赤川、亀田中野、水元、亀田大森、東山	美原1~2	
	2/17(月)	谷地頭、元、宝来	住吉、東川、栄、大手	本庁舎(8階)
	2/18(火)	豊川、旭、東雲、大森、松風、千歳	若松、新川、上新川、海岸、大縄	
	2/19(水)	松川、万代、浅野、吉川、北浜	港1~3、追分、亀田	
	2/20(木)	大川、田家、白鳥	宮前、中島、千代台	
	2/21(金)	八幡、堀川、宇賀浦	高盛、日乃出、的場、時任	亀田福祉センター
	2/24(月)	指定区なし	指定区なし	
	2/25(火)	美原3、北美原1	美原4、北美原2~3	銭亀沢支所(2階)
	2/26(水)	本通1~2	本通3~4、桔梗	
	2/27(木)	銭亀、中野	根崎、白石、高松	市民会館(3階)
	2/28(金)	志海苔、瀬戸川、赤坂、新湊、石倉	古川、豊原、石崎、鶴野	
	3/3(月)	鱒川、寅沢、三森、紅葉山、庵原、亀尾、米原、東畑、鉄山、蛾眉野、鈴蘭丘、銅山、日吉1~2	日吉3~4、上野	市民会館(3階)
	3/4(火)	西旭岡1~3、旭岡	滝沢、深堀	
	3/5(水)	美原5、陣川	桔梗1~4	亀田福祉センター
	3/6(木)	桔梗5、鍛冶1~2	中道1~2	
3/7(金)	昭和1~3	昭和4、赤川1	本庁舎(8階)	
3/10(月)	杉並、本、梁川、五稜郭、柳、人見	松陰、乃木、広野、湯浜		
3/11(火)	駒場、金堀、柏木、川原	昭和、亀田本、亀田港		
3/12(水)	指定区なし	指定区なし	本庁舎(8階)	
3/13(木)				
3/14(金)				
3/17(月)				

区分	月日	時間	対象町名	申告会場	
戸井支所	2/17(月)	10:00~15:30	弁才、泊、館、西浜	戸井支所	
	2/18(火)	10:00~15:30	東浜	戸井生涯学習センター	
	2/19(水)	10:00~15:30	原木、新二見	原木町会館	
	2/20(木)	10:00~15:30	釜谷	戸井青少年会館	
	2/21(金)	10:00~15:30	小安	小安中央会館	
	2/24(月)	9:30~11:30	瀬田来	瀬田来会館	
	2/25(火)	9:30~11:30	汐首	汐首東会館	
	2/26(水)~3/17(月)	9:30~16:00	指定区なし ※	戸井支所	
恵山支所	2/17(月)	10:00~11:30	御崎	御崎会館	
		13:30~15:30	恵山	柏野会館	
	2/18(火)	10:00~15:30	恵山、柏野	中浜会館	
	2/19(水)	10:00~15:30	中浜	女那川会館	
	2/20(木)	10:00~15:30	女那川、川上	尻岸内会館	
	2/21(金)	10:00~15:30	豊浦、大澗	日浦会館	
	2/24(月)	10:00~15:30	日浦	高岱、日ノ浜、古武井	コミュニティセンター
	2/25(火)	10:00~15:30	高岱、日ノ浜、古武井	指定区なし ※	恵山支所
楸法華支所	2/17(月)	10:00~15:30	恵山岬、元村、富浦、島泊、新恵山、新八幡、絵紙山	楸法華総合センター	
	2/18(火)	10:00~15:30	新浜		
	2/19(水)	10:00~15:30	銚子	楸法華支所	
2/20(木)~3/17(月)	9:30~16:00	指定区なし ※			
南茅部支所	2/17(月)	10:00~14:00	古部	古部会館	
	2/18(火)	10:00~15:30	木直	木直会館	
	2/19(水)	10:00~15:30	尾札部	尾札部会館	
	2/20(木)	10:00~14:00	安浦	南かやべ漁協白尻支所	
	2/21(金)	10:00~15:30	白尻、豊崎	南かやべ漁協大船支所	
	2/24(月)	10:00~15:30	大船、双見、岩戸	川汲会館	
	2/25(火)	10:00~15:30	川汲	南茅部支所	
2/26(水)~3/17(月)	9:30~16:00	指定区なし ※			

※土・日曜日は除く

函館税務署からのお知らせ

お問い合わせ 函館税務署 ☎31-3171

所得税等の確定申告会場の開設

混雑のため受付を早めに締め切ったり、長時間お待ちいただくことがありますので、なるべく早め(午後4時頃まで)にお越しください。

会場内にはコピー機がありません。関係書類のコピーが必要な場合は、あらかじめご用意ください。

期間 2月3日(月)~3月17日(月)の平日
午前9時~午後5時

会場 函館税務署(中島町37番1号)

ご利用ください 確定申告書等作成コーナー

国税庁HP「確定申告書等作成コーナー」では、画面案内に従って金額等を入力することで、確定申告書等を作成することができます。

作成した確定申告書等は印刷して税務署へ提出することができるほか、インターネットを利用して電子申告することができます。

※ 電子申告を行う場合、電子証明書の取得などの事前準備が必要です。

HP <http://www.nta.go.jp>

26年度 個人市・道民税の 申告受付



表1のとおり受付します。

受付期間中は、各会場以外での申告受付は行っていません。

申告の要否判断は、左下の図でご確認ください。

公共交通機関利用での来場にご協力ください。

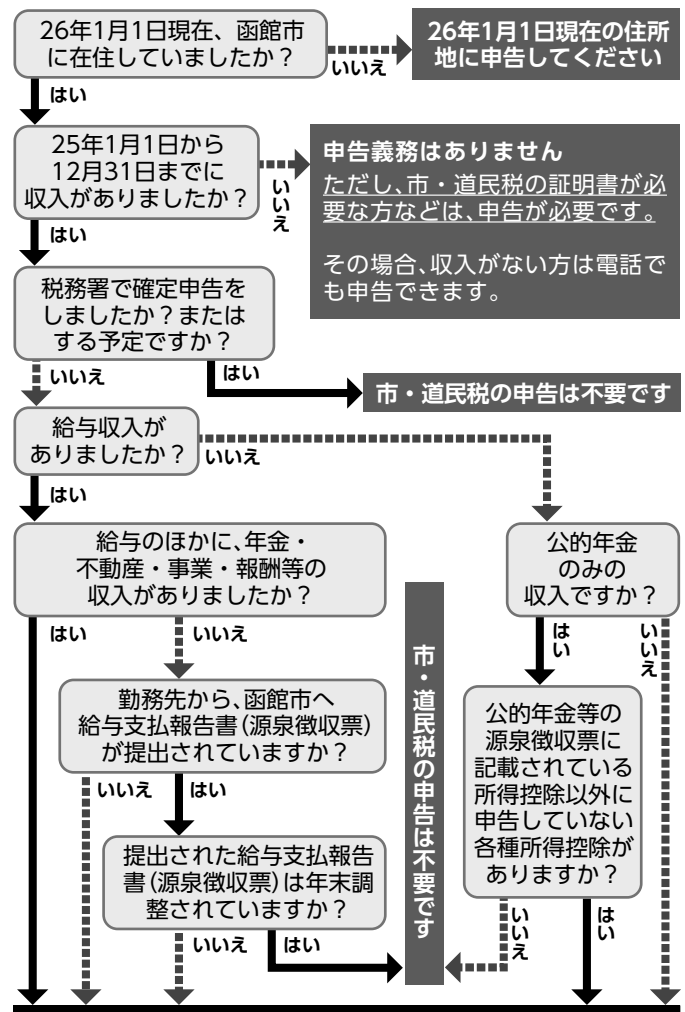
必ず指定日にご来場ください。やむを得ず指定日に来場できない方は、「指定区なし」の日に所定の会場で申告いただくか、税務室にお問合せください。

この申告または確定申告を期限内（3月17日まで）に終えないときは、当初発送の市・道民税の通知に反映されない場合があります。

申告時に必要なもの

- ① 印鑑
- ② 源泉徴収票、営業・不動産収入のある方は収支計算書
- ③ 国民健康保険料、後期高齢者保険料、介護保険料の支払額のわかるもの・領収書（納付書は24年度と25年度の両方が必要）
- ④ 国民年金保険料控除証明書

申告の判断基準



確定申告または市・道民税の申告が必要です

- 確定申告書用紙が送付されてきた方や源泉徴収されている方は確定申告が必要です。
- 次に該当する方は還付を受ける場合を除き、確定申告は不要です。(ただし市・道民税の申告は必要となります)

- ① 給与以外の所得の合計が20万円以下の方
- ② 公的年金収入が400万円以下で年金以外の所得が20万円以下の方

◎確定申告とは…1月1日から12月31日までの1年間に生じたすべての所得の金額とそれに対する所得税の計算をし、確定申告書を提出して源泉徴収された税金や予定納税で納めた税金などの過不足を清算する手続きで、税務署が所管官署となっています。申告受付期間中は市でも確定申告書をお預かりできますが、譲渡所得がある確定申告書など、市でお預かりできないものもあります。

- ⑤ 生命保険料、個人年金保険料、地震保険料、18年末までに締結した長期損害保険料の控除証明書
- ⑥ 障害者手帳または市が発行する障害者控除対象者認定書
- ⑦ 医療費控除を受ける方は医療費の領収書（あらかじめ受診者・病院・薬局ごとに集計してください）

収入が公的年金のみの方の申告

収入が公的年金のみで「公的年金等の源泉徴収票」の中に記載されている所得控除以外に申告していない各種所得控除（注1）がある方は、申告により税額の軽減や非課税（注2）となる場合があります。

お問合せ
●本庁管内、湯川・亀田・銭亀沢支所管内の方は、税務室市民税担当
☎21・3212、3211、3213

●東部4支所管内の方は、各支所の市民福祉課
戸井支所 ☎82・2112
恵山支所 ☎85・2335
榎法華支所 ☎86・2111
南茅部支所 ☎25・6039

（注1）所得控除には、配偶者控除や扶養控除等があります。扶養等の控除対象は、合計所得金額が38万円以下の親族等です。
なお、配偶者は38万円を超えても、配偶者特別控除に該当する場合があります。

（注2）収入が公的年金のみの方の非課税基準

扶養人数	公的年金の収入金額	
	65歳未満 (\$24.1.2以降の出生)	65歳以上 (\$24.1.1以前の出生)
0人	1,020,000円以下	1,520,000円以下
1人	1,606,667円以下	2,030,000円以下
2人	2,033,334円以下	2,350,000円以下
3人	2,460,000円以下	2,670,000円以下
4人	2,886,667円以下	2,990,000円以下